

令和3年 第2回臨時会

岩見沢市教育委員会会議録

令和3年3月25日 開会

令和3年3月25日 閉会

岩見沢市教育委員会

令和3年 第2回臨時会

岩見沢市教育委員会会議録

(令和3年3月25日)

○本委員会に付議した議件

- 1 報告第10号 岩見沢市教育委員会の人事について
- 2 議案第11号 岩見沢市立学校管理規則等の一部改正について
- 3 議案第12号 岩見沢市立図書館及び岩見沢市来夢21図書館分館における資料複写サービス取扱要綱の設定について

そ の 他

○本委員会に出席した者

教 育 長	三 角 光 二
委 員	秋 山 信 也
委 員	杉 野 幹 夫
委 員	菊 池 亜 希
委 員	遠 藤 か ず み

教 育 部 長	井 筒 亨
社会教育・子育て支援担当次長	所 美 穂 子
学 校 教 育 課 長	戸 沼 貴 志
指 導 室 長	鳶 野 郁 夫
学 校 給 食 課 長	田 公 寿 幸
生涯学習・文化・スポーツ振興課長	白 石 丈 人
教 育 施 設 課 長	是 廣 敏 明
図 書 館 長	中 川 和 彦
緑陵高等学校事務長	杉 田 操
事務局学校教育課総務係長	石 川 貴 規
事務局学校教育課総務係	岩 端 浩 太

午後4時00分 開会

○三角教育長 それでは、ただ今から令和3年第2回教育委員会臨時会を開催いたします。
本日の署名委員につきましては、秋山委員さんをお願いいたします。

初めに、議案に対する提案理由について説明を求めます。

○井筒教育部長 議案第10号 岩見沢市教育委員会の人事について。

令和3年度教育委員会の人事について、同意を求めようとするものであります。

議案第11号 岩見沢市立学校管理規則等の一部改正について。

北海道教育委員会の規則改正、子ども課保育幼稚園係の分掌事務の変更及び令和3年4月の機構改革に伴い、所要の規定の整備を行うものであります。

議案第12号 岩見沢市立図書館及び岩見沢市来夢21図書館分館における資料複写サービス取扱要綱の設定について。

市立図書館及び来夢21図書館分館に設置している複写機について、複写料金の見直しと併せて、複写可能な図書資料等について明確にするため要綱の整備を行うものであります。

なお、議案第10号につきましては、人事案件につき、秘密会にてお願い申し上げます。

以上です。

○三角教育長 ただ今、事務局より日程番号2、議案第10号につきましては、人事案件のため秘密会という形で会議を進行してほしい旨の申出がありました。そのように進めてもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○三角教育長 それでは、議案第10号につきましては秘密会として取り扱うこととして、後ほど説明していただくことといたします。

続きまして、日程番号2、議案第11号 岩見沢市立学校管理規則等の一部改正についてを審議いたします。

説明をお願いいたします。

○戸沼学校教育課長 それでは、議案第11号 岩見沢市立学校管理規則等の一部改正について、ご説明いたします。

本規則は、先の定例会で改正を行った岩見沢市立学校管理規則のほか、岩見沢市教育委員会事務局の組織に関する規則、そして岩見沢市教育委員会公印規則を一括して改正しようとするものであります。

新旧対照表をご覧ください。

まず、岩見沢市立学校管理規則の一部改正では、教職員の働き方改革に関連し、主幹教諭、教諭及び事務職員のサービスを明確にするため、第3条の次に、第3条の2を設け、第1項には、「教育長は、主幹教諭及び教諭の職務の明確化を図るため、標準的な職務の内容その他主幹教諭及び教諭の職務の遂行に関し必要な事項を定めるものとする。」を規定するとともに、第2項には、「事務職員の校務の運営への参画の促進等を図るため、標準的な職務

の内容その他事務職員の職務の遂行に関し必要な事項は、教育長が定める。」を規定いたします。

また、第4条中に、「前条に基づき教育長が定める事項を参考にして、」の文言を追加し、教育長が定める事項については、別途要綱で定める予定です。

次に、順番が前後しますが、岩見沢市教育委員会公印規則の一部改正について、ご説明いたします。

新旧対照表、岩見沢市教育委員会公印規則の別表をご覧くださいと思います。

まず、機構改革に関連した部分になりますが、これまで部として存在していた北村支所及び栗沢支所は、機構改革によりまして、4月1日から市民環境部の課の位置付けとなることから、別表第1中、北村支所市民福祉課長を北村支所長に、栗沢支所市民福祉課長を栗沢支所長に改めます。

また、同表第16項に規定される岩見沢市立学校給食共同調理所長印は現在使用していませんので、これを廃止することとし、第16項を削り、第17項から20項までを1項ずつ繰り上げる改正も併せて行うものであります。

学校教育課からは以上でございます。

○所社会教育・子育て支援担当次長 私からは、岩見沢市教育委員会事務局の組織に関する規則についてご説明しますので、新旧対照表を1ページ戻っていただいて、岩見沢市教育委員会事務局の組織に関する規則をご覧ください。

令和元年10月に始まりました幼児教育と保育の無償化に伴い、今年度から子ども課保育幼稚園系の事務分掌に一部変更が生じているため、2点、規定の整備をいたします。

1点目は、第4条中(4)の幼稚園使用料及び保育所費の賦課徴収に関することの「幼稚園使用料及び」の部分の削ります。保育所費の賦課徴収については、無償化後も3歳未満児分が残りますので、規定はそのまま残ります。

2点目は(5)の幼稚園就園奨励事業に関するものを「幼児教育・保育の無償化に関すること」に改めます。無償化に伴い、幼稚園就園奨励事業が廃止となったことによるものです。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○三角教育長 ただ今、議案第11号についての説明がございました。委員の皆様からご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。現状に即しての変更ということで、よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 それでは、この件についてご異議がなければ、このようなことで決定させていただきます。よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 議案第11号につきましては、原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程番号3、議案第12号 岩見沢市立図書館及び岩見沢市来夢21図書

館分館における資料複写サービス取扱要綱の設定についてを審議いたします。

説明をお願いいたします。

○中川図書館長 それでは、議案第12号 岩見沢市来夢21図書館分館における資料複写サービス取扱要綱の設定について、説明をさせていただきます。

市立図書館には、図書資料等を複写するために複写機を設置し、来館者に利用していただいておりますが、複写料金については、岩見沢市手数料条例別表により図書資料等の複写A3サイズまでモノクロ1枚20円として料金を徴収しておりましたが、これを廃止し、新たに要綱を設定し、複写料金を設定、併せて複写資料の図書資料の複写の可否を要綱内で明確にするものでございます。

まず、第1条でございますが、この要綱に定める趣旨、第2条では、第1項で複写できる資料として、著作権法第31条、これは調査研究の用に供するためなどの理由として、該当するものが複写可能であること。また、複写できないものとして、図書館所蔵以外のものなどを記載しております。

第2項では、相互貸借で借り受けた資料の複写の取扱いについて記載をしております。次に、第3条でございますが、相互貸借で借り受けた資料で図書館職員が複写することを指定されている場合については、図書館職員が行う旨を記載しております。

第4条につきましては、複写をする際、資料複写申込書、これは様式第1号により申し込みということになっております。

第5条では、複写サービスの取扱時間、これは条例に規定する開館時間での取扱いとしております。

第6条につきましては、複写にかかる費用を徴収することとして、その費用の負担額について、記載をしており、A3サイズ1枚当たり、モノクロは10円、カラーは50円としております。

なお、この金額につきましては、市役所の情報公開コーナーに設置している複写機の料金と同額としております。

説明については以上でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○三角教育長 ただ今、議案第12号についての説明がございました。委員の皆様からご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

サービス提供の取扱いということではよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 それでは、この件についてご異議がなければ、このようなことで決定させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 議案第12号につきましては、原案のとおり、決定いたします。

続きまして、その他に移ります。委員の皆様から何かございますか。

(「ありません」という声あり)

○三角教育長 特になければ、事務局から何かありませんか。
特になければ、その他を終了いたします。
ここで一旦、休憩とさせていただきます。

(以下、秘密会)

午後 4 時 1 7 分 閉会

岩見沢市教育委員会会議規則第 1 5 条の規定により、ここに署名する。

署名委員